

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3666904号

(P3666904)

(45) 発行日 平成17年6月29日(2005.6.29)

(24) 登録日 平成17年4月15日(2005.4.15)

(51) Int.Cl.⁷

G06F 9/445

F I

G06F 9/06 610L

請求項の数 2 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願平6-179060	(73) 特許権者	000114086
(22) 出願日	平成6年7月29日(1994.7.29)		ミサワホーム株式会社
(65) 公開番号	特開平8-44762		東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号
(43) 公開日	平成8年2月16日(1996.2.16)	(74) 代理人	100090033
審査請求日	平成13年7月27日(2001.7.27)		弁理士 荒船 博司
		(72) 発明者	佐藤 和正
			東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 ミサワホーム株式会社内
		審査官	漆原 孝治
		(56) 参考文献	特開平03-113633 (JP, A)
			特開平05-053737 (JP, A)
		(58) 調査した分野(Int.Cl. ⁷ , DB名)	G06F 9/445

(54) 【発明の名称】 ファイル登録システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶装置に所定のファイルを登録するためのファイル登録システムであって、自身の属性を示す識別コードが書き込まれたファイルを記憶した第一の記憶手段と、該第一の記憶手段に記憶されたファイルを第二の記憶手段に登録する登録手段と、登録すべきファイルのファイル名と、登録すべきファイルに書き込まれた識別コードとを有するコントロールファイルを記憶した第三の記憶手段とを具備してなり、

上記登録手段は、上記コントロールファイルの登録すべきファイルのファイル名を参照して、上記第一の記憶手段から登録すべきファイルを検索する検索手段と、

上記コントロールファイルが有する登録すべきファイルに書き込まれた識別コードと、上記検索手段に検索されたファイルに書き込まれた識別コードとを参照比較する比較手段と、

上記比較手段によりコントロールファイルの識別コードと識別コードが一致したことが確認されたファイルを第二の記憶手段に登録するファイル登録手段とを有し、

前記第二の記憶手段は、第一の補助記憶装置により構成されるとともに、ファイル登録用プログラムを記憶し、

前記第一の記憶手段及び第三の記憶手段は、着脱自在なカートリッジ状の記憶媒体及び該記憶媒体のデータを読み書きする駆動装置からなる第二の補助記憶装置により構成されるとともに、一枚の上記記憶媒体に、上記識別コードが書き込まれたファイルと、上記コントロールファイルとを記憶し、

10

20

上記登録手段は、上記第一及び第二の補助記憶装置が接続された演算処理装置であり、
該演算処理装置は、上記ファイル登録用プログラムに基づいて、第二の補助記憶装置に
記憶されたコントロールファイルが有するファイル名に対応するファイルを第二の補助記
憶装置から検索するとともに、検索されたファイルの識別コードとコントロールファイル
が有する識別コードとを参照比較し、コントロールファイルの識別コードと識別コードが
一致したことが確認されたファイルを第二の補助記憶装置から第一の補助記憶装置に転送
して登録することを特徴とするファイル登録システム。

【請求項 2】

上記登録手段による登録処理の処理結果を登録結果データとして出力する出力手段を有
し、該出力手段は、上記登録結果データのデータ量に基づいて登録結果データの出力先と
なる出力先装置を、プリンタにするか、記憶装置にするか、ディスプレイにするか決定す
ることを特徴とする請求項 1 記載のファイル登録システム。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】

本発明は、CAD (computer aided design) システム等のようなコンピュータシステム
から構築される特定の機能を有するシステムの記憶装置にファイルを登録するためのファ
イル登録システムに関する。

【0002】

【従来の技術】

一般に、CAD システム等のような特定の機能を有するコンピュータシステムにおいては
、システムの構築にあたって、上記機能に対応する多数のファイル (プログラムファイル
やデータファイル等) を必要としている。

また、上記コンピュータシステムの機能によっては、最新のデータを必要とする場合が
ある。従って、コンピュータシステムにおいて大量のデータファイルを頻繁に更新する場
合がある。

20

【0003】

従来、ファイルの更新に当たっては、フロッピーディスクや、光磁気ディスクや、ハード
ディスク等のような記憶媒体に更新用のファイルを記憶させておくとともに、コンピュ
ータシステム側にこれらの記憶媒体のデータの読み書きを行う駆動装置 (例えば、フロッ
ピーディスクドライブや、光磁気ディスクドライブや、ハードディスクドライブ) 等を接続
しておき、コンピュータシステムにおいてファイル管理用のプログラムを立ち上げ、オペ
レータが必要なファイルの更新、すなわち、上記記憶媒体からコンピュータシステム側の
記憶装置にファイルを転送して登録することになる。

30

【0004】

また、場合によっては、上記ファイル管理用プログラムに代えて、ファイル登録用プロ
グラムを作成しておき、該ファイル登録用プログラムによりオペレータの操作なしに自動
的にファイルの転送及び登録を行うこともある。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

ところで、上記コンピュータシステムのオペレータは、該コンピュータシステムで実現さ
れる機能を操作する者であり、必ずしも、コンピュータシステム自体の知識を有する者
とは限らない。

すなわち、オペレータは、上記機能を実現する上で、必要な知識以外のコンピュータに
関する知識を有していない場合が多い。

40

【0006】

例えば、オペレータは、コンピュータシステム上のワードプロセッサ用のプログラムによ
り文章を作成することができても、新たなワードプロセッサ用のプログラムファイルをコ
ンピュータシステムに登録できないような場合がある。

【0007】

50

従って、オペレータが上記機能に基づいた操作以外の操作、例えば、上述のファイル管理用プログラムを用いたプログラムファイルの登録を行うことができるとは限らない。

さらに、オペレータは、上記機能についても、コンピュータシステムの表示装置に表示される表面上の知識だけで、上記機能を実現するためにコンピュータシステム上で行われている処理に関する知識をほとんど持っていない場合が多い。

【0008】

例えば、建築用のCADシステムにおいて、オペレータはCADシステムに登録された部材を組み合わせて任意の建築物を設計することができても、上記部材のデータがCADシステムの記憶装置のどのデータファイルに登録されたものかを知らない場合がある。

従って、オペレータが、ファイル管理用プログラムを使用することができても、どのファイルはどこに登録すれば良いのか分からない可能性がある。

10

【0009】

さらに、オペレータによる操作、すなわち、人間系による操作においては、オペレータが必要な知識を有していても、勘違いや操作ミスにより、登録すべきファイルを間違える可能性がある。特に、データの更新のために同名のデータファイルを入れ替える際や、同名のデータファイルでも、いくつかの種類がある場合には、オペレータがミスを犯し易いという問題がある。

【0010】

また、上記ファイル登録用プログラムを使用すれば、オペレータがファイル登録に必要な知識をもっていなくてもファイルの登録を自動的に行うことができるが、上記ファイル登録用プログラムでは、所定のファイルを登録することしかできず、登録するファイルが異なる場合には、異なるファイル登録用プログラムを作成する必要があり、ファイル登録用プログラムの作成に多くの時間と費用を必要とする。

20

【0011】

すなわち、一つのファイル登録用プログラムは、予め決められたファイル名のファイルしか登録することができず、異なるファイル名のファイルを登録するには、プログラムの書き換えが必要となる。

【0012】

また、複数のコンピュータシステムからなるネットワークシステムにおいては、ネットワークシステムの管理責任者が、ネットワーク上の全てのコンピュータシステムのファイルの管理を行うことが可能であり、オペレータに代わって上記管理責任者がファイルの登録を行うことも可能であるが、コンピュータシステムの数が多い場合には、システムの構築に多額の設備投資が必要となるとともに、管理責任者に対する費用が必要となる。

30

【0013】

本発明は上記課題に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、上記ファイル登録用プログラムによりファイルを登録するに際し、ファイル登録用プログラムを変更することなく、容易に登録すべきファイルを変更することができ、オペレータによる操作を必要とせず様々なファイルを容易かつ正確に登録することができるファイル登録システムを提供することを目的とするものである。

【0014】

40

【課題を解決するための手段】

本発明の上記請求項1記載のファイル登録システムは、図1に示すように、記憶装置に所定のファイルを登録するためのものであり、自身の属性を示す識別コードa11が書き込まれたファイルa1...を記憶した第一の記憶手段aと、該第一の記憶手段aに記憶されたファイルa1...を第二の記憶手段bに登録する登録手段cと、登録すべきファイルa1のファイル名a12と、登録すべきファイルa1に書き込まれた識別コードa11とを有するコントロールファイルd1を記憶した第三の記憶手段dとを具備してなり、上記登録手段cは、上記コントロールファイルd1の登録すべきファイルa1のファイル名a12を参照して、上記第一の記憶手段aから登録すべきファイルを検索する検索手段c1と、上記コントロールファイルd1が有する登録すべきファイルa1に書き込まれた識別コー

50

ド a 1 1 と、上記検索手段 c 1 に検索されたファイルに書き込まれた識別コード a 1 1 とを参照比較する比較手段 c 2 と、上記比較手段 c 2 によりコントロールファイル d 1 の識別コード a 1 1 と識別コード a 1 1 が一致したことが確認されたファイル a 1 を第二の記憶手段 b に登録するファイル登録手段 c 3 とを有し、

前記第二の記憶手段 b は、第一の補助記憶装置により構成されるとともに、ファイル登録用プログラムを記憶し、前記第一の記憶手段 a 及び第三の記憶手段 d は、着脱自在なカートリッジ状の記憶媒体及び該記憶媒体のデータを読み書きする駆動装置からなる第二の補助記憶装置により構成されるとともに、一枚の上記記憶媒体に、上記識別コードが書き込まれたファイル a 1 と、上記コントロールファイル d 1 とを記憶し、上記登録手段 c は、上記第一及び第二の補助記憶装置が接続された演算処理装置 g であり、該演算処理装置 g は、上記ファイル登録用プログラムに基づいて、第二の補助記憶装置に記憶されたコントロールファイル d 1 が有するファイル名 a 1 2 に対応するファイル a 1 を第二の補助記憶装置から検索するとともに、検索されたファイル a 1 の識別コード a 1 1 とコントロールファイル d 1 が有する識別コード a 1 1 とを参照比較し、コントロールファイル d 1 の識別コード a 1 1 と識別コード a 1 1 が一致したことが確認されたファイル a 1 を第二の補助記憶装置から第一の補助記憶装置に転送して登録することを上記課題を解決する手段とした。

【0015】

また、上記構成に加えて本発明の請求項 2 記載のファイル登録システムは、上記登録手段 c による登録処理の処理結果を登録結果データとして出力する出力手段 e を有し、該出力手段 e は、上記登録結果データのデータ量に基づいて登録結果データの出力先となる出力先装置 f ... を、プリンタにするか、記憶装置にするか、ディスプレイにするか決定することを上記課題を解決する手段とした。

【0017】

【作用】

上記請求項 1 記載の構成によれば、上記登録手段 c は、その検索手段 c 1 により、第三の記憶手段 d に記憶されたコントロールファイル d 1 に書き込まれたファイル名 a 1 2 を有するファイル a 1 を第一の記憶手段 a から検索する。

次いで、登録手段 c の比較手段 c 2 は、上記コントロールファイル d 1 の識別コード a 1 1 を読み込むとともに、上記検索手段 c 1 により検索されたファイル a 1 の識別コード a 1 1 を読み込み、これらの識別コード a 1 1 が一致するかどうを判断する。

【0018】

次いで、登録手段 c のファイル登録手段 c 3 は、上記比較手段 c 1 によりコントロールファイル d 1 の識別コード a 1 1 と一致することが確認された識別コード a 1 1 を有するファイル a 1 を第一の記憶手段 a から第二の記憶手段 b に転送して登録する。

【0019】

従って、上記登録手段 c 自体に登録すべきファイル名 a 1 2 が既定されていなくとも、コントロールファイル d 1 に指定されたファイル名 a 1 2 のファイル a 1 を登録することができる。

すなわち、コントロールファイル d 1 に書き込まれたファイル名 a 1 2 を変更することにより、登録手段 c 側でファイル名 a 1 2 の変更をせずに、登録すべきファイル a 1 を変更することができる。

【0020】

また、登録手段 c は、ファイル a 1 を登録するに際し、登録すべきファイル a 1 をコントロールファイル d 1 に書き込まれたファイル名 a 1 2 に基づいて検索するとともに、コントロールファイル d 1 が有する登録すべきファイル a 1 の識別コード a 1 1 と、検索されたファイル a 1 が有する識別コード a 1 1 とを比較し、識別コード a 1 1 が一致したファイル a 1 だけを登録するので、同名のファイル a 1 であっても識別コード a 1 1 がコントロールファイル d 1 に指定された識別コード a 1 1 と一致しなければ、ファイル a 1 を登録しないことになる。

10

20

30

40

50

【0021】

従って、同名の異なるファイル a 1 が複数あっても、登録すべきファイル a 1 以外のファイル a 1 を登録してしまうことを防止することができる。

さらに、上記登録手段 c は、演算処理装置 g においてプログラムによる一連の命令として実現されるものである。すなわち、上記登録手段 c は、演算処理装置 g 上のファイル登録用プログラムとして実現するものである。

そして、コントロールファイル d 1 にファイル名 a 1 2 と上記識別コード a 1 1 とが書き込まれている場合に、ファイル登録用プログラムにより演算処理装置 g は、上記コントロールファイル d 1 を参照してファイル a 1 の登録処理を行うことになる。

【0022】

従って、ファイル登録用プログラムを書き換えなくとも、コントロールファイル d 1 のファイル名 a 1 2 と識別コード a 1 1 とを書き換えることにより、一種類のファイル登録用プログラムでどのようなファイル a 1 でも登録を行うことができる。

また、上述のように一枚の記憶媒体に、登録すべきファイル a 1 とコントロールファイル d 1 とを記憶させ、該記憶媒体をオペレータに送付することにより、オペレータは、ファイル登録用プログラムやコントロールファイル d 1 の書き換え等を考慮することなく、ファイル登録プログラムを起動するだけの極めて容易な操作によりファイル a 1 の登録を行うことができる。

すなわち、各地域に配置されたファイル登録システムにおいて、データの更新を行うような場合には、各地域に配置されたファイル登録システムを統括する本部において、各地域のファイル登録システムに登録すべきファイル a 1 とこれらファイル a 1 に関するコントロールファイル d 1 を記憶した記憶媒体を制作し、これを各地域に配置されたファイル登録システムのオペレータに送付することにより、オペレータがコンピュータシステム上の処理に関する知識を持っていなくとも、確実に各地域のファイル登録システムのデータを更新することができる。

【0023】

また、上記請求項 2 記載の構成によれば、登録結果データを例えば、プリンタやディスプレイや記憶装置等の出力先装置 f に出力する場合に、上記出力手段 e が登録結果データの量に基づいて、出力先となる出力先装置 e を変更する。

従って、登録すべきファイル a 1 が少なく、かつ、登録が成功したことにより登録結果データが少ない場合には、ディスプレイに登録結果データを出力し、登録に失敗し登録結果データにエラーメッセージ等が含まれ、比較的データ量が多い場合には、プリンタに登録結果データを出力し、多数のデータを登録したことにより登録結果データのデータ量が極めて多いような場合には、登録結果データをファイルとして記憶装置に出力することが可能となる。

【0024】

なお、上記「課題を解決する手段」及び「作用」の欄においては、図 1 に付された符号を用いて、本発明のファイル登録システムを説明したが、本発明が図 1 に示される構成に限定されるものではない。

【0025】

【実施例】

以下に、本発明の一実施例を図面を参照して説明する。

この実施例のファイル登録システムは、床、壁、屋根等がパネルから構築される住宅の設計に用いられる C A D システムに応用されたものである。

【0026】

なお、上記住宅設計用の C A D システムは、住宅の間取りや各種建具や各種仕上げ部材等の配置（住宅の意匠）を入力するための意匠入力機能と、上記意匠において、床、壁、屋根等にパネルを配置するとともに、その他の躯体となる部材や該部材及び上記パネルに付随する部材を配置し、かつ、住宅の必要強度をチェックする構造決定機能と、上記意匠入力及び構造決定において割り付けられた部材に基づいて、設計される住宅の見積りを求

10

20

30

40

50

める積算機能とを有するものである。

【0027】

従って、上記CADシステムには、各部材の形状データや、各部材の図形データや、各部材の価格データや、各部材の施工に関するデータや、構造に関するロジックのデータ等の様々なデータが登録されている。

また、上記一連の機能を実現するために、上記CADシステムは、複数のプログラム（もしくは複数のプログラムルーチン）から構成されているとともに、各プログラムは、CADシステムの最適化のために、順次変更される可能性がある。

【0028】

また、各部材の価格や、使用する部材の種類は、価格の改定や、新製品の登場等により、比較的頻繁に変更されることになる。

また、使用される部材の種類や価格は、住宅が建築される地域の地域性や、部材の仕入先の違い等により異なることが多いので、各部材に関するデータは、上記CADシステムが配置される地域によって異なることになる。

【0029】

また、CADシステムにおいて、上記データを登録されたデータファイルは、そのファイル名により識別されることになるので、価格改定等により変更されたデータファイルと変更前のデータファイルが同一ファイル名である必要があり、また、地域毎に異なるデータも、その使用目的が同一のものであれば、同一のファイル名のデータファイルに登録される必要がある。

【0030】

この実施例のファイル登録システムは、以上のようなCADシステムにおいて、データファイルやプログラムファイルの登録を容易かつ正確なものとするものであり、上記CADシステムに組み込まれて機能するものである。

【0031】

図2は、この実施例のファイル登録システムが組み込まれたCADシステムの基本構成を示すブロック図である。

図2に示すようにこの実施例のファイル登録システムが組み込まれたCADシステムは、CADシステムとしていわゆる一般的なコンピュータシステムとしてのシステム構成を有するものであり、図示しないCPU、RAM、ROM等から構成される演算処理装置（コンピュータ本体）1と、ハードディスクドライブ等からなる第一の補助記憶装置2と、キーボード及びマウス、タブレット、デジタイザなどのポインティングデバイスからなる入力装置3と、CRTディスプレイ等のディスプレイからなる表示装置4と、プリンタやプロッター等からなるハードコピーの出力装置5と、着脱自在なカートリッジ状の記憶媒体6及び該記憶媒体6のデータを読み書きする駆動装置7からなる第二の補助記憶装置8とを有するものである。

【0032】

上記第一の補助記憶装置2には、CADシステムとしての機能を実現するためにCAD用の各種プログラムファイル（CAD用ファイル10...）が記憶されると共に、上記各種プログラムにおいて使用される住宅の部材等に関する多数のデータファイル（CAD用ファイル10...）が記憶されている。

【0033】

また、上記第一の補助記憶装置2には、ファイル登録システムとしての機能を実現するためのファイル登録用プログラム（図示略）が記憶されている。

また、上記第二の補助記憶装置8のカートリッジ状の記憶媒体6は、例えば、フロッピーディスクや光磁気記憶用のディスクやカートリッジ状のハードディスクなどである。

【0034】

そして、上記記憶媒体6には、上記第一の補助記憶装置2に登録すべきプログラムファイルやデータファイル（更新用ファイル11...）が記憶されている。

また、上記記憶媒体に格納されたプログラムファイル及びデータファイル（更新用ファ

10

20

30

40

50

イル 1 1 ...) には、それぞれファイル名 1 2 とともに識別コード 1 3 が書き込まれている。

【 0 0 3 5 】

上記識別コード 1 3 は、例えば、上記 C A D システムが配置される地域の代表的な都市名となっており、N A G O Y A , T O K Y O , O S A K A , S A P P O R O , S E N D A I , F U K U O K A 等の識別コード 1 3 が上記更新用ファイル 1 1 ... に書き込まれている。

【 0 0 3 6 】

また、上記記憶媒体 6 には、登録すべきファイル (すなわち、更新用ファイル 1 1 ...) のファイル名 1 2 及び登録すべきファイル (更新用ファイル 1 1 ...) に書き込まれた上記識別コード 1 3 等が収録されたコントロールファイル 1 4 が記憶されている。

10

【 0 0 3 7 】

また、上記コントロールファイル 1 4 には、ファイルの登録処理の終了後に登録すべき各ファイルの登録の成功や失敗や失敗した場合のエラーメッセージ等を含む登録結果データを出力するに際し、登録結果データをプリンタに出力するか、登録結果データを第一の補助記憶装置 2 に出力し、登録結果データファイルとして記憶させるかを示す出力先コード 1 5 が書き込まれている。

【 0 0 3 8 】

なお、上記第二の補助記憶装置 8 は、必ずしもファイルの登録だけに使用されるものではないが、ファイルを登録する際には、上記駆動装置 7 に上記登録すべきファイル 1 1 ... とコントロールファイル 1 4 が記憶された記憶媒体 6 がセットされることになる。

20

そして、上記演算処理装置 1 は、上記第一の補助記憶装置 2 に記憶された C A D 用のプログラムファイルをロードするとともに、上記第一の補助記憶装置 2 に記憶された C A D 用のデータファイルのデータを用いて C A D システムとして機能するようになっている。

【 0 0 3 9 】

また、上記演算処理装置 1 は、上記第一の補助記憶装置 2 に記憶されたファイル登録用プログラムをロードして、上記第二の補助記憶装置 8 に記憶されたファイル 1 1 のうちの上記コントロールファイル 1 4 のファイル名 1 2 及び識別コード 1 3 に適合するファイル 1 1 を第一の補助記憶装置 2 に登録する機能を有する。

30

【 0 0 4 0 】

すなわち、上記演算処理装置 1 は、上記第二の補助記憶装置 8 のコントロールファイル 1 4 を読み込み、コントロールファイル 1 4 に書き込まれたファイル名 1 2 に対応するファイル 1 1 を第二の補助記憶装置 8 から検索する機能と、検索されたファイル 1 1 に書き込まれた識別コード 1 3 とコントロールファイル 1 4 に書き込まれた識別コード 1 3 とを参照するとともに比較して、各ファイル 1 1 ... の識別コード 1 3 とコントロールファイル 1 4 の識別コード 1 3 が一致するかどうか確認する機能と、コントロールファイル 1 4 の識別コード 1 3 と識別コード 1 3 が一致したファイル 1 1 を第二の補助記憶装置 8 から第一の補助記憶装置 2 に転送して登録する機能と、上記登録結果データをコントロールファイル 1 4 の上記出力先コード 1 5 に基づいて出力する機能と、上記コントロールファイル 1 4 の出力先コード 1 5 がプリンタを示し、かつ、登録結果データのデータ容量が所定のデータ容量より多い場合に登録結果データを第一の補助記憶装置 2 にファイルとして出力して登録する機能とを有する。

40

【 0 0 4 1 】

以下に、上記構成を有するファイル登録システムを組み込まれた C A D システムにおけるファイルの登録方法を説明する。

まず、演算処理装置 1 は、第二の補助記憶装置 8 にセットされた記憶媒体 6 に記憶されたコントロールファイル 1 4 に書き込まれたファイル名 1 2 と識別コード 1 3 とを読み込む (ステップ S 1) 。

【 0 0 4 2 】

50

次いで、読み込まれたファイル名12と同一のファイル名12を有するファイル11を上記第二の補助記憶装置8の記憶媒体6から検索する(ステップS2)。

そして、検索されたファイル11に書き込まれた識別コード13を読み込み(ステップS3)、先に読み込まれたコントロールファイル14の識別コード13と比較する(ステップS4)。

【0043】

次に、コントロールファイル14の識別コード13と検索されたファイル11の識別コード13が一致した場合には(ステップS5)、ファイル11を第二の補助記憶装置8から第一の補助記憶装置2に転送し、第一の補助記憶装置に登録する(ステップS6)。

【0044】

一方、コントロールファイル14の識別コード13と検索されたファイル11の識別コード13が一致しない場合には(ステップS5)、ステップS8において、登録結果データの作成のために未登録ファイル名12をチェックする。

【0045】

また、コントロールファイル14に登録されたファイル名12のファイル11について、第二の補助記憶装置8から第一の補助記憶装置2に転送して登録できたかどうかをチェックし(ステップS7)、ファイルの登録成功及び失敗を示すとともに、登録に失敗した場合には、未登録となったファイル11のファイル名12をチェックするとともに(ステップS8)、登録できなかった理由(識別コードの不一致、第一もしくは第二補助記憶装置の不良等)を記したエラーメッセージ(予め用意されたもの)を示す登録結果データを作成する。

【0046】

そして、コントロールファイル14に複数のファイル名12が登録されている場合には、登録された全てのファイル名12のファイル11に対して上記登録処理を行うまで(ステップS9)、上記処理を繰り返し行う。

次に、上記コントロールファイル14の出力先コード15を読み込む、そして、出力先コード15がプリンタ(出力装置5)か第一の補助記憶装置2かを判断する(ステップS10)。

【0047】

そして、出力先コード15がプリンタでない場合、すなわち第一の補助記憶装置2の場合には、上記登録結果データを第一の補助記憶装置2に出力して登録結果データファイルとして登録する(ステップS11)。

一方、出力先コード15がプリンタの場合には、次に上記登録結果データファイルのデータ容量が所定のデータ容量以下かどうかをチェックする(ステップS12)。

【0048】

そして、登録結果データファイルのデータ容量が所定のデータ容量以下の場合には(ステップS13)、登録結果データをプリンタに出力し、登録結果データを印字させる(ステップS14)。

一方登録結果データファイルのデータ容量が所定のデータ容量より大きい場合には(ステップS13)、登録結果データを第一の補助記憶装置2に出力して登録結果データファイルとして登録する(ステップS11)。

【0049】

以上のように、この実施例のデータ登録システムにおいては、コントロールファイル14に登録すべきファイル名12を書き込んでおくことにより、演算処理装置1が上記コントロールファイル14のファイル名12を読み込んで、読み込まれたファイル名12を有するファイル11を自動的に第一の補助記憶装置2から第二の補助記憶装置8に登録するので、オペレータの操作を必要とせずに自動的にファイル11を登録できるとともに、演算処理装置1上で作動するファイル登録プログラムを変更することなく、コントロールファイル14のファイル名12を書き換えることにより、登録すべきファイル11を変更することができる。

10

20

30

40

50

【 0 0 5 0 】

また、上述のように一枚の記憶媒体 6 に、登録すべきファイル 1 1 とコントロールファイル 1 4 とを記憶させ、該記憶媒体 6 をオペレータに送付することにより、オペレータは、ファイル登録用プログラムやコントロールファイル 1 4 の書き換え等を考慮することなく、ファイル登録プログラムを起動するだけの極めて容易な操作によりファイル 1 1 の登録を行うことができる。

【 0 0 5 1 】

すなわち、各地域に配置された C A D システムにおいて、データの更新を行うような場合には、各地域に配置された C A D システムを統括する本部において、各地域の C A D システムに登録すべきファイル 1 1 とこれらファイル 1 1 に関するコントロールファイル 1 4 を記憶した記憶媒体 6 を制作し、これを各地域に配置された C A D システムのオペレータに送付することにより、オペレータがコンピュータシステムや C A D システム上の処理に関する知識を持っていないとも、確実に各地域の C A D システムのデータを更新することができる。

10

【 0 0 5 2 】

また、この実施例のファイル登録システムにおいては、登録すべきファイル 1 1 に識別コード 1 3 を書き込み、かつ、コントロールファイル 1 4 に登録すべきファイル 1 1 に書き込まれた識別コード 1 3 を書き込むようになっているとともに、コントロールファイル 1 4 の識別コードと登録すべきファイル 1 1 の識別コード 1 3 とが一致した場合にだけ、ファイル 1 1 を登録するようになっているので、例えば、名古屋地区の C A D システムに送付する記憶媒体 6 に、東京地区の C A D システムに送付すべきファイル 1 1 が紛れ込んでいた場合には、上記識別コード 1 3 によりチェックされて、間違ったファイル 1 1 が正しいファイル 1 1 と同一ファイル名 1 2 であっても登録されることがない。

20

【 0 0 5 3 】

すなわち、同一ファイル名 1 2 の異なるファイル 1 1 を間違えて登録することを防止することができる。

また、上記識別コード 1 3 の違い等によりファイル 1 1 が登録されなかったような場合は、登録処理終了時にプリンタ（出力装置 5）から出力される登録結果データにより確認することができる。

【 0 0 5 4 】

また、登録すべきファイル 1 1 が多数あり、予め上記登録結果データが多くなることわかっていような場合には、コントロールファイル 1 4 の出力先コード 1 5 が第一の補助記憶装置 2 とされ、演算処理装置 1 が登録結果データをファイルとして第一の補助記憶装置 2 に記憶するので、プリンタから大量の用紙が出力されるのを防止できるとともに、登録結果データが少ない場合には出力先コード 1 5 をプリンタにしておくことにより、データ登録の度に第一の補助記憶装置 2 に登録結果データファイルが記憶され、第一の補助記憶装置に必要なファイルが増えてしまうのを防止することができる。

30

【 0 0 5 5 】

また、コントロールファイル 1 4 の出力先ファイルをプリンタとした場合に、ファイル登録の失敗などが多数発生し、エラーメッセージ等により登録結果データが予想以上に多くなってしまった場合には、演算処理装置 1 が登録結果データのデータ容量が所定のデータ容量を越えたと判断して、登録結果データを第一の補助記憶装置 2 に出力するようになっているので、登録結果データが予想外に大きくなった場合でも、プリンタから大量の用紙が出力されるのを防止することができる。

40

【 0 0 5 6 】

なお、上記実施例においては、本発明のファイル登録システムを C A D システムに応用したが、本発明のファイル登録システムは、どのような機能を有するコンピュータシステムにでも応用することが可能であり、例えば、ワードプロセッサや経理用コンピュータシステムにも応用することができる。

【 0 0 5 7 】

50

また、上記実施例においてコントロールファイル14には、登録すべきファイル11のファイル名12と識別コード13を書き込むものとしたが、登録すべきファイル11の登録先として記憶装置の階層構造となったディレクトリを指定する必要がある場合には、コントロールファイル14に上記ファイル名12に対応して登録先のディレクトリを指定するようにしても良い。

【0058】

また、上記識別コード13は、一度に登録される全てのファイル11を同一の識別コード13としても良いし、一度に登録される各ファイル11毎もしくは各ファイル11をグループ化してグループ毎に異なる識別コード13を付けるものとしても良い。

【0059】

また、上記実施例においては、識別コード13としてファイル11に登録すべきCADシステムの地域を示すコードを付けるものとしたが、識別コード13は、必ずしも地域別である必要はなく、各コンピュータシステム毎に異なる識別コード13を付けたり、グループ化されたコンピュータシステムのグループ毎に異なる識別コード13を付けたり、ファイル11の新旧に対応して（例えばファイル11の制作日に対応して）識別コード13を付けたりしても良い。

【0060】

上述のようにファイル11の新旧に対応して識別コード13を付けることにより、間違えて古いファイル11を登録してしまうことを防止することができる。

さらに、上記実施例では、出力先コード15をプリンタ（出力装置5）もしくは第一の補助記憶装置2を示すものとしたが、それ以外に他の記憶装置やディスプレイを示すことができるようにしても良い。

【0061】

【発明の効果】

以上、詳細に説明したように本発明の請求項1記載のファイル登録システムによれば、上記登録手段自体に登録すべきファイル名が既定されていなくとも、コントロールファイルより指定されたファイル名のファイルを登録することができる。

従って、コントロールファイルに書き込まれたファイル名を変更することにより、登録手段側でファイル名の変更をせずに、登録すべきファイルを変更することができる。

【0062】

また、登録手段は、同名のファイルであっても識別コードがコントロールファイルに指定された識別コードと一致しなければ、ファイルを登録しないので、同名の異なるファイルが複数あっても、登録すべきファイル以外のファイルを登録してしまうことを防止することができる。

【0063】

さらに、上記登録手段は、演算処理装置においてファイル登録用プログラムとして実現されるので、コントロールファイルにファイル名と上記識別コードとを書き込み、ファイル登録用プログラムは、上記コントロールファイルを参照してファイルの登録処理を行うことになる。

従って、ファイル登録用プログラムを書き換えなくとも、コントロールファイルのファイル名と識別コードを書き換えることにより、一つのファイル登録用プログラムで様々なファイルの登録を行うことができ、ファイル登録用プログラムの書き換えにかかる手間と費用を削減することができる。

【0064】

また、上述のように一枚の記憶媒体に、登録すべきファイルとコントロールファイルとを記憶させ、該記憶媒体をオペレータに送付することにより、オペレータは、ファイル登録用プログラムやコントロールファイルの書き換え等を考慮することなく、ファイル登録プログラムを起動するだけの極めて容易な操作によりファイルの登録を行うことができる。

すなわち、各地域に配置されたファイル登録システムにおいて、データの更新を行うよ

10

20

30

40

50

うな場合には、各地域に配置されたファイル登録システムを統括する本部において、各地域のファイル登録システムに登録すべきファイルとこれらファイルに関するコントロールファイルを記憶した記憶媒体を制作し、これを各地域に配置されたファイル登録システムのオペレータに送付することにより、オペレータがコンピュータシステム上の処理に関する知識を持っていなくとも、確実に各地域のファイル登録システムのデータを更新することができる。

【 0 0 6 5 】

また、上記請求項 2 記載のファイル登録システムによれば、登録すべきファイルが少なく、かつ、登録が成功したことにより登録結果データが少ない場合には、ディスプレイに登録結果データを出力し、登録に失敗し登録結果データにエラーメッセージ等が含まれ、比較的データ量が多い場合には、プリンタに登録結果データを出力し、多数のデータを登録したことにより登録結果データのデータ量が極めて多いような場合には、登録結果データをファイルとして記憶装置に出力するようなことが可能となる。従って、不必要のファイルが多数記憶装置に登録されたり、多量の用紙がプリンタから出力されたりするのを防止することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明のファイル登録システムの基本構成を示すブロック図である。

【 図 2 】 本発明の一実施例のファイル登録システムの基本構成を示すブロック図である。

【 図 3 】 本発明の一実施例のファイル登録システムによるファイル登録方法を説明するためのフローチャートである。

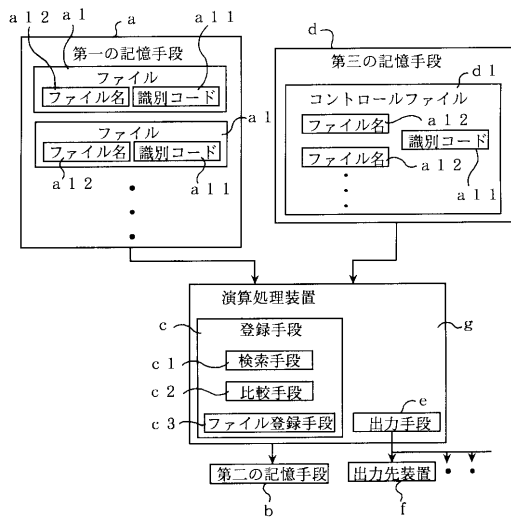
【 符号の説明 】

- 1 演算処理装置 (演算処理装置 g、登録手段 c、検索手段 c 1、比較手段 c 2、ファイル登録手段 c 3、出力手段)
- 2 第一の補助記憶装置 (第二の記憶手段 b)
- 8 第二の補助記憶装置 (第一の記憶手段 a、第三の記憶手段 d)
- 1 1 更新用ファイル (ファイル a 1)
- 1 2 ファイル名 (ファイル名 a 1 2)
- 1 3 識別コード (識別コード a 1 1)
- 1 4 コントロールファイル (コントロールファイル d 1)

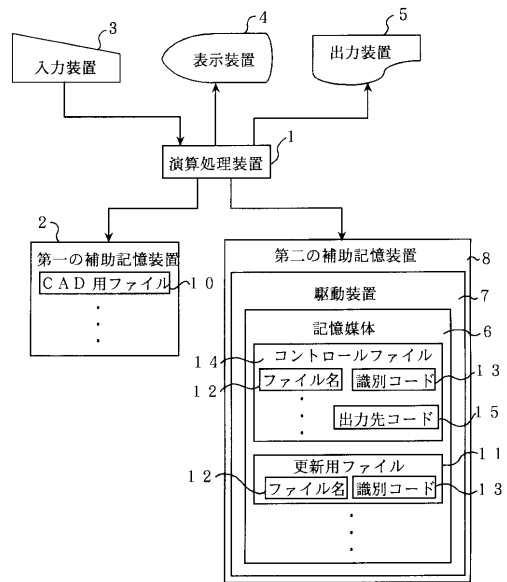
10

20

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

